

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案新旧対照条文

目 次

○ 刑法（明治四十年法律第四十五号）（第一条関係）	1
○ 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）（第二条関係）	8
○ 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）（第三条関係）	10
○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）（附則第六条関係）	15
○ 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）（附則第七条関係）	17
○ 組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（附則第八条関係）	18
○ 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）（附則第十条関係）	19
○ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）（附則第十二条関係）	20
○ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）（附則第十三条関係）	22
○ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）（附則第十五条関係）	23
○ 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）（附則第十七条関係）	24
○ 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）（附則第十八条関係）	25

○ 刑法（明治四十年法律第四十五号）（第一条関係）

改 正 案

目次

第一編 (略)
第二編 罪

第一章 (略)
第二十二章 わいせつ、不同意性交等及び重婚の罪

(第一百七十四条—第一百八十四条)
第二十三章 (略)
第二十四章 (略)

(国民の国外犯)

第三条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国民に適用する。

一 (四) (略)

五 第百七十六条、第百七十七条及び第百七十九条か

ら第百八十二条まで（不同意わいせつ、不同意性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等、未遂罪、不同意わいせつ等致死傷）並びに第百八十四条（重婚）の罪

（の罪）

六 (十三) (略)

十四 第二百三十五条から第二百三十六条まで（窃盗

、不動産侵奪、強盗）、第二百三十八条から第二百

四十条まで（事後強盗、昏醉強盗、強盗致死傷）、第二百四十二条第一項及び第三項（強盗・不同意性交等及び同致死）並びに第二百四十三条（未遂罪）の罪

現 行

目次

第一編 (略)
第二編 罪

第一章 (略)
第二十二章 わいせつ、強制性交等及び重婚の罪

(第一百七十四条—第一百八十四条)
第二十三章 (略)
第二十四章 (略)

(国民の国外犯)

第三条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国民に適用する。

一 (四) (略)

五 第百七十六条から第二百八十二条まで（強制わいせ

つ、強制性交等、準強制わいせつ及び準強制性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等、未遂罪、強制わいせつ等致死傷）及び第百八十四条（重婚）の罪

（の罪）

六 (十三) (略)

十四 第二百三十五条から第二百三十六条まで（窃盗

、不動産侵奪、強盗）、第二百三十八条から第二百

四十条まで（事後強盗、昏醉強盗、強盗致死傷）、第二百四十二条第一項及び第三項（強盗・強制性交等及び同致死）並びに第二百四十三条（未遂罪）の罪

十五ヶ十七 (略)

(国民以外の者の国外犯)

第三条の二 この法律は、日本国外において日本国民に對して次に掲げる罪を犯した日本国民以外の者に適用する。

一 第百七十六条、第一百七十七条及び第一百七十九条から第一百八十二条まで（不同意わいせつ、不同意性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等、未遂罪、不同意わいせつ等致死傷）の罪

二（五）（略）

六 第二百三十六条（強盜）、第二百三十八条から第二百四十四条まで（事後強盜、昏醉強盜、強盜致死傷）並びに第二百四十二条第一項及び第三項（強盜・不同意性交等及び同致死）の罪並びにこれらの罪（同条第一項の罪を除く。）の未遂罪

第二十二章 わいせつ、不同意性交等及び重婚の罪

(不同意わいせつ)

第一百七十六条 次に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又是その状態にあることに乘じて、わいせつな行為をした者は、婚姻關係の有無にかかわらず、六月以上十年以下の拘禁刑に処する。

一 暴行若しくは脅迫を用いること又はそれらを受け

十五ヶ十七 (略)

(国民以外の者の国外犯)

第三条の二 この法律は、日本国外において日本国民に對して次に掲げる罪を犯した日本国民以外の者に適用する。

一 第百七十六条から第一百八十二条まで（強制わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ及び準強制性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等、未遂罪、強制わいせつ等致死傷）の罪

二（五）（略）

六 第二百三十六条（強盜）、第二百三十八条から第二百四十四条まで（事後強盜、昏醉強盜、強盜致死傷）並びに第二百四十二条第一項及び第三項（強盜・強制性交等及び同致死）の罪並びにこれらの罪（同条第一項の罪を除く。）の未遂罪

第二十二章 わいせつ、強制性交等及び重婚の罪

(強制わいせつ)

第一百七十六条 十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

第二十二章 わいせつ、強制性交等及び重婚の罪

(強制わいせつ)

第一百七十六条 十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

したこと。

二 心身の障害を生じさせること又はそれがあること

。

三 アルコール若しくは薬物を摂取させること又はそれらの影響があること。

四 睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあること。

五 同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと。

六 予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕させること又はその事態に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること。

七 虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれがあること。

八 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によつて受けける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること。

九 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乘じて、わいせつな行為をした者も、前項と同様とする。

十 六歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）も、第一項と同様とする。

（不同意性交等）

第一百七十七条 前条第一項各号に掲げる行為又は事由そ

（強制性交等）

第一百七十七条

十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を

の他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乘じて、性交、肛門性交、口腔性交又は膣若しくは肛門に身体の一部（陰茎を除く。）若しくは物を挿入する行為であつてわいせつなもの（以下この条及び第百七十九条第二項において「性交等」という。）をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、五年以上の有期拘禁刑に処する。

2 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乘じて、性交等をした者も、前項と同様とする。

3 十六歳未満の者に対し、性交等をした者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）も、第一項と同様とする。

第一百七十八条 削除

（準強制わいせつ及び準強制性交等）

2 第百七十八条 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をした者は、第百七十六条の例による。

人の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、性交等をした者は、前条の例による。

（監護者わいせつ及び監護者性交等）

第一百七十九条 十八歳未満の者に対し、その者を現に監

（監護者わいせつ及び監護者性交等）

第一百七十九条 十八歳未満の者に対し、その者を現に監

用いて性交、肛門性交又は口腔性交（以下「性交等」という。）をした者は、強制性交等の罪とし、五年以上有期徒役に処する。十三歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とする。

護する者であることによる影響力があることに乘じてわいせつな行為をした者は、第百七十六条第一項の例による。

2 十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乘じて性交等をした者は、第百七十七条第一項の例による。

(未遂罪)

第一百八十一条 第百七十六条、第一百七十七条及び前条の罪の未遂は、罰する。

(不同意わいせつ等致死傷)

第一百八十二条 第百七十六条若しくは第一百七十九条第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 第百七十七条若しくは第一百七十九条第二項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、無期又は六年以上の懲役に処する。

(十六歳未満の者に対する面会要求等)

第一百八十二条 わいせつの目的で、十六歳未満の者に対し、次の各号に掲げるいづれかの行為をした者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(新設)

護する者であることによる影響力があることに乘じてわいせつな行為をした者は、第百七十六条の例による。2 十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乘じて性交等をした者は、第百七十七条の例による。

(未遂罪)

第一百八十一条 第百七十六条から前条までの罪の未遂は、罰する。

(強制わいせつ等致死傷)

第一百八十二条 第百七十六条、第一百七十八条第一項若しくは第一百七十九条第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 第百七十七条、第一百七十八条第二項若しくは第一百七十九条第二項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、無期又は六年以上の懲役に処する。

- 一 威迫し、偽計を用い又は誘惑して面会を要求すること。
- 二 拒まれたにもかかわらず、反復して面会を要求すること。
- 三 金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をして面会を要求すること。
- 2 前項の罪を犯し、よつてわいせつの目的で当該十六歳未満の者と面会をした者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。
- 3 十六歳未満の者に対し、次の各号に掲げるいずれかの行為（第二号に掲げる行為については、当該行為をさせることがわいせつなものであるものに限る。）を要求した者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
- 一 性交、肛門性交又は口腔性交をする姿態をとつてその映像を送信すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、膣又は肛門に身体の一部（陰茎を除く。）又は物を挿入し又は挿入される姿態、性的な部位（性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部をいう。以下この号において同じ。）を触り又は触られる姿態、性的な部位を露出した姿態その他の姿態をとつてその映像を送信すること。

第一百八十三条　（淫行勧誘）
（略）

第一百八十二条　（淫行勧誘）
（略）

(削る)

(強盗・不同意性交等及び同致死)

第二百四十一條 強盗の罪若しくはその未遂罪を犯した者が第二百七十七条の罪若しくはその未遂罪を犯したとき、又は同条の罪若しくはその未遂罪をも犯したとき、又は同条の罪若しくはその未遂罪を犯した者が第二百七十九条第二項の罪を除く。以下この項において同じ。)若しくはその未遂罪を犯したときは、無期

2
•
3
(略)

第一百八十三条 削除

(強盗・強制性交等及び同致死)

第二百四十一條 強盗の罪若しくはその未遂罪を犯した者が強制性交等の罪(第二百七十九条第二項の罪を除く。以下この項において同じ。)若しくはその未遂罪を犯したときは、強制性交等の罪若しくはその未遂罪を犯した者が強盗の罪若しくはその未遂罪をも犯したときは、無期又は七年以上の懲役に処する。

2
•
3
(略)

○ 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）（第二条関係）

改 正 案

第二百五十条 （略）

③ ② 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる罪についての時効は、当該各号に定める期間を経過することによつて完成する。

一 刑法第百八十二条の罪（人を負傷させたときによる。）若しくは同法第二百四十二条第一項の罪又は

盜犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（同項の罪に係る部分に限る。）二十年

二 刑法第一百七十七条、第一百七八条第二項若しくは十五年

三 刑法第一百七十六条、第一百七八条第一項若しくは第一百七十九条第一項の罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は児童福祉法第六十条第一項の罪（自己を相手方として淫行をさせる行為に係るものに限る。）十二年

④ 前二項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる罪について、その被害者が犯罪行為が終わった時に十八歳未満である場合における時効は、当該各号に定める期間に当該犯罪行為が終わった時から当該被害者が十八歳に達する日までの期間に相当する期間を加算した期間を経過することによつて完成する。

第二百五十条 （略）
② （新設）

現 行

（新設）

[REDACTED]

○ 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）（第三条関係）

改 正 案

第一百五十七条の六 裁判所は、次に掲げる者を証人として尋問する場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するためには在席する場所以外の場所であつて、同一構内（これらの者が在席する場所と同一の構内をいう。次項において同じ。）にあるものにその証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、尋問することができる。

一 刑法第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条、第百八十二条若しくは第百八十二条の罪、同法第二百二十五条若しくは第二百二十六条の二第三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、同法第二百二十七条第一項（同法第二百二十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を帮助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。）の罪若しくは同法第二百四十一第一条第一項若しくは第三項の罪又はこれらの罪の未遂罪の被害者

② ④ (略)
二・三 (略)

第二百五十条 (略)

現 行

第一百五十七条の六 裁判所は、次に掲げる者を証人として尋問する場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するためには在席する場所以外の場所であつて、同一構内（これらの者が在席する場所と同一の構内をいう。次項において同じ。）にあるものにその証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、尋問することができる。

一 刑法第百七十六条から第百七十九条まで若しくは第二百二十六条の二第三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、同法第二百二十七条第一項（第二百二十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を帮助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）若しくは第二百四十一第一条第一項若しくは第三項の罪又はこれらの罪の未遂罪の被害者

② ④ (略)
二・三 (略)

第二百五十条 (略)

(③) (②)

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる罪についての時効は、当該各号に定める期間を経過することによつて完成する。

一 (略)

二 刑法第一百七十七条若しくは第一百七十九条第二項の罪又はこれらの罪の未遂罪 十五年

三 刑法第一百七十六条若しくは第一百七十九条第一項の罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は児童福祉法第六十条第一項の罪（自己を相手方として淫行をさせる行為に係るものに限る。）十二年

(④)
(略)

第二百九十条の二 裁判所は、次に掲げる事件を取り扱う場合において、当該事件の被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合はその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被害者特定事項（氏名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

一 刑法第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条
、第一百八十二条若しくは第一百八十三条の罪、同法第

(③) (②)

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる罪についての時効は、当該各号に定める期間を経過することによつて完成する。

一 (略)

二 刑法第一百七十七条、第一百七十八条第二項若しくは第一百七十九条第二項の罪又はこれらの罪の未遂罪十五年

三 刑法第一百七十六条、第一百七十八条第一項若しくは第一百七十九条第一項の罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は児童福祉法第六十条第一項の罪（自己を相手方として淫行をさせる行為に係るものに限る。）十二年

(④)
(略)

第二百九十条の二 裁判所は、次に掲げる事件を取り扱う場合において、当該事件の被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合はその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被害者特定事項（氏名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

一 刑法第一百七十六条から第一百七十九条まで若しくは第一百八十二条の罪、同法第二百二十五条若しくは第

二百二十五条若しくは第二百二十六条の二第三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、同法第二百二十七条第一項（第二百二十五条又是一項（同法第二百二十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を帮助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつ又はこれららの罪の未遂罪に係る事件

二・三（略）
②
④（略）

第三百十六条の三十三 裁判所は、次に掲げる罪に係る被告事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、被告事件の手続への参加の申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、犯罪の性質、被告人との関係その他事情を考慮し、相当と認めるときは、決定で、当該被害者等又は当該被害者の法定代理人の被告事件の手続への参加を許すものとする。

一（略）
二 刑法第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条、第二百十一条、第二百二十条又は第二百二十四条から第二百二十七条までの罪

②
③（略）

二百二十六条の二第三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、同法第二百二十七条第一項（第二百二十五条又是第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を帮助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）若しくは第二百四十二条第一項（同法第二百二十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪又はこれららの罪の未遂罪に係る事件

二・三（略）
②
④（略）

第三百十六条の三十三 裁判所は、次に掲げる罪に係る被告事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、被告事件の手続への参加の申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、犯罪の性質、被告人との関係その他事情を考慮し、相当と認めるときは、決定で、当該被害者等又は当該被害者の法定代理人の被告事件の手続への参加を許すものとする。

一（略）
二 刑法第一百七十六条から第一百七十九条まで、第二百十一条、第二百二十条又は第二百二十四条から第二百二十七条までの罪

②
③（略）

状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録した記録媒体（その供述がされた聴取の開始から終了に至るまでの間における供述及びその状況を記録したものに限る。）は、その供述が第二号に掲げる措置が特に採られた情況の下にされたものであると認める場合であつて、聴取に至るまでの情況その他の事情を考慮し相当と認めるときは、第三百二十二条第一項の規定にかかるわらず、証拠とすることができる。この場合において、裁判所は、その記録媒体を取り調べた後、訴訟関係人に対し、その供述者を証人として尋問する機会を与えるなければならない。

一 次に掲げる者

イ 刑法第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条、第一百八十二条若しくは第一百八十二条の罪、同法第二百二十五条若しくは第二百二十六条の二第二三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下このイにおいて同じ。）、同法第二百二十七条第一項（同法第二百二十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を帮助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）の罪若しくは同法第二百四十二条第一項若しくは第三項の罪又はこれららの罪の未遂罪の被害者

ロ 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪の被害人

ハ イ及び口に掲げる者のほか、犯罪の性質、供述者の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、更に公判準備又は公判期日において供述するときは精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認められる者

二 次に掲げる措置

(2) イ 供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、供述者の不安又は緊張を緩和することその他の供述者が十分な供述をするために必要な措置
ロ 供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、誘導をできる限り避けることその他の供述の内容に不当な影響を与えないようにするために必要な措置

前項の規定により取り調べられた記録媒体に記録された供述者の供述は、第二百九十五条第一項前段の規定の適用については、被告事件の公判期日においてされたものとみなす。

第三百二十三条 第三百二十二条から前条までに掲げる書面以外の書面は、次に掲げるものに限り、これを証拠とすることができる。

一・二 (略)
三 前二号に掲げるもののほか特に信用すべき情況の下に作成された書面

第三百二十三条 前三条に掲げる書面以外の書面は、次に掲げるものに限り、これを証拠とすることができます。

一・二 (略)
三 前二号に掲げるものの外特に信用すべき情況の下に作成された書面

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十一号）（附則第六条関係）

改 正 案

現 行

（許可の基準）

第四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようと
する者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可
をしてはならない。

一 （略）

二 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又
は次に掲げる罪を犯して一年未満の懲役若しくは罰
金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を
受けることがなくなつた日から起算して五年を経過
しない者

イ （略）

ロ 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十四

条、第一百七十五条、第一百八十三条、第一百八十五条

、第一百八十六条、第二百二十四条、第二百二十五

条（營利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十六条、

第二百二十六条の二（第三項については、營利又

はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号

において同じ。）、第二百二十六条の三、第二百

二十七条第一項（同法第二百二十四条、第二百二

十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二又

は第二百二十六条の三の罪を犯した者を帮助する目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第三項（營利又はわいせつの目的に

（許可の基準）

第四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようと
する者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可
をしてはならない。

一 （略）

二 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又
は次に掲げる罪を犯して一年未満の懲役若しくは罰
金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を
受けることがなくなつた日から起算して五年を経過
しない者

イ （略）

ロ 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十四

条、第一百七十五条、第一百八十二条、第一百八十五条

、第一百八十六条、第二百二十四条、第二百二十五

条（營利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十六条、

第二百二十六条の二（第三項については、營利又

はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号

において同じ。）、第二百二十六条の三、第二百

二十七条第一項（同法第二百二十四条、第二百二

十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二又

は第二百二十六条の三の罪を犯した者を帮助する目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第三項（營利又はわいせつの目的に

係る部分に限る。以下この号において同じ。) 又
は第二百二十八条(同法第二百二十四条、第二百
二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二
、第二百二十六条の三又は第二百二十七条第一項
若しくは第三項に係る部分に限る。)の罪

係る部分に限る。以下この号において同じ。) 又
は第二百二十八条(同法第二百二十四条、第二百
二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二
、第二百二十六条の三又は第二百二十七条第一項
若しくは第三項に係る部分に限る。)の罪

改正案

現行

第八条 都道府県知事は、営業者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律に基づく処分に違反したとき、又は第三条第二項各号（第四号を除く。）に該当するに至つたときは、同条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて旅館業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

営業者（営業者が法人である場合におけるその代表者を含む。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該旅館業に関し次に掲げる罪を犯したときも、同様とする。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十四条、第一百七十五条、第一百八十二条又は第一百八十三条の

二（四）（略）

第八条 都道府県知事は、営業者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律に基づく処分に違反したとき、又は第三条第二項各号（第四号を除く。）に該当するに至つたときは、同条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて旅館業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

営業者（営業者が法人である場合におけるその代表者を含む。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該旅館業に関し次に掲げる罪を犯したときも、同様とする。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十四条、第一百七十五条又は第一百八十二条の

二（四）（略）

○ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（附則第八条関係）

改正案	現行
別表第三（第六条の二関係） 一 (略) 二イヽワ (略) 力 刑法第百七十六条（不同意わいせつ）又は第一百七十七条（不同意性交等）の罪 ヨヽム (略) 三ヽ九十二 (略)	別表第三（第六条の二関係） 一 (略) 二イヽワ (略) 力 刑法第百七十六条から第一百七十八条まで（強制わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ及び準強制性交等）の罪 ヨヽム (略) 三ヽ九十二 (略)

○ 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付隨する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）
 （附則第十条関係）

改 正 案	現 行
<p>（損害賠償命令の申立て）</p> <p>第二十三条 次に掲げる罪に係る刑事被告事件（刑事訴訟法第四百五十一条第一項の規定により更に審判をすることとされたものを除く。）の被害者又はその一般承継人は、当該被告事件の係属する裁判所（地方裁判所に限る。）に対し、その弁論の終結までに、損害賠償命令（当該被告事件に係る訴因として特定された事実を原因とする不法行為に基づく損害賠償の請求（これに附帯する損害賠償の請求を含む。）について、その賠償を被告人に命ずることをいう。以下同じ。）の申立てをすることができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次に掲げる罪又はその未遂罪</p> <p>イ 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条 条（不同意わいせつ）、第一百七十七条（不同意性交等）又は第一百七十九条（監護者わいせつ及び監護者性交等）の罪</p> <p>2 3 口 ツ ニ （略）</p>	<p>（損害賠償命令の申立て）</p> <p>第二十三条 次に掲げる罪に係る刑事被告事件（刑事訴訟法第四百五十一条第一項の規定により更に審判をすることとされたものを除く。）の被害者又はその一般承継人は、当該被告事件の係属する裁判所（地方裁判所に限る。）に対し、その弁論の終結までに、損害賠償命令（当該被告事件に係る訴因として特定された事実を原因とする不法行為に基づく損害賠償の請求（これに附帯する損害賠償の請求を含む。）について、その賠償を被告人に命ずることをいう。以下同じ。）の申立てをすることができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次に掲げる罪又はその未遂罪</p> <p>イ 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条 条から第一百七十九条まで（強制わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ及び準強制性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等）の罪</p> <p>2 3 口 ツ ニ （略）</p>

○

(インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 (平成十五年法律第八十三号)
(附則第十二条関係)

改 正 案

(欠格事由)

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、インターネット異性紹介事業を行つてはならない。

一 (略)

二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、刑法 (明治四十年法律第四十五号) 第百八十二条、児童福祉法 (昭和二十二年法律第一百六十四号) 第六十条第一項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 (平成十一年法律第五十二号) に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

三 (略)

(登録誘引情報提供機関の登録)

第十八条 (略)

(略)

3 2 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、刑法 (百八十二条)、児童福祉法第六十条第一項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並

現 行

(欠格事由)

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、インターネット異性紹介事業を行つてはならない。

一 (略)

二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、児童福祉法 (昭和二十二年法律第一百六十四号) 第六十条第一項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 (平成十一年法律第五十二号) に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

三 (略)

(登録誘引情報提供機関の登録)

第十八条 (略)

(略)

3 2 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、児童福祉法第六十条第一項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に

びに児童の保護等に関する法律に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

関する法律に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

○ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）（附則
第十三条関係）

改 正 案		現 行
		<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「対象行為」とは、次の各号に掲げるいずれかの行為に当たるものとす。</p> <p>一（略）</p> <p>二 刑法第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条</p> <p>又は第百八十条に規定する行為</p> <p>三（五）（略）</p>
2 （ 5 （略）	2 （ 5 （略）	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「対象行為」とは、次の各号に掲げるいずれかの行為に当たるものとす。</p> <p>一（略）</p> <p>二 刑法第百七十六条から第百八十条までに規定する</p> <p>行為</p> <p>三（五）（略）</p>

○ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）（附則第十五条関係）

改 正 案

現 行

（定義）

第二条 （略）

3 2 この法律において「児童生徒性暴力等」とは、次に掲げる行為をいう。

一 児童生徒等に性交等（刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十七条第一項に規定する性交等をいう。以下この号において同じ。）をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること（児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）。

二 （略）

三 刑法第一百八十二条の罪又は児童買春、児童ポルノ

に係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号。次号において「児童ポルノ法」という。）第五条から第八条までの罪に当たる行為をする（前二号に掲げるものを除く。）。

4 5 6 四・五 （略）

（定義）

第二条 （略）

3 2 この法律において「児童生徒性暴力等」とは、次に掲げる行為をいう。

一 児童生徒等に性交等（刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十七条に規定する性交等をいう。以下この号において同じ。）をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること（児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）。

二 （略）

三 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処

罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号。次号において「児童ポルノ法」という。）第五条から第八条までの罪に当たる行為をする（前二号に掲げるものを除く。）。

4 5 6 四・五 （略）

○ 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）（附則第十七条関係）

改 正 案

第二条 刑法の一部を次のように改正する。

（略）

第一百六十五条第一項、第一百六十六条第一項、第一百六十七条规定第一項、第一百六十八条の二第一項、第一百六十九条、第一百七十二条、第一百七十四条及び第一百七十五条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第一百八十二条、第一百八十三条、第一百八十四条、第一百八十六条並びに第一百八十七条第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（略）

第二条 刑法の一部を次のように改正する。

（略）

第一百六十五条第一項、第一百六十六条第一項、第一百六十七条第一項、第一百六十八条の二第一項、第一百六十九条、第一百七十二条、第一百七十四条及び第一百七十五条第一項及び第一百七十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（略）

第一百七十七条中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

（略）

第一百八十二条、第一百八十三条、第一百八十四条、第一百八十六条並びに第一百八十七条第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（略）

現 行

○ 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）（附則第十八条関係）

改 正 案

現 行

（刑事訴訟法の一部改正）

第一条 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）
の一部を次のように改正する。

（略）

第二百一条の次に次の二条を加える。

第二百一条の二 檢察官又は司法警察員は、次に掲げる者の個人特定事項（氏名及び住所その他の個人を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）について、必要と認めるときは、第一百九十九条第二項本文の請求と同時に、裁判官に対し、被疑者に示すものとして、当該個人特定事項の記載がない逮捕状の抄本その他の逮捕状に代わるものとの交付を請求することができる。

一 次に掲げる事件の被害者

イ 刑法第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条

九条、第一百八十二条若しくは第一百八十二条の罪、同法第二百二十五条若しくは第二百二十六条の二第三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下このイにおいて同じ。）、同法第二百二十七条第一項（同法第二百二十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を帮助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）の罪若しくは同法第二百四十四条第一項若しくは同法第二百四十五条第一項若し

（刑事訴訟法の一部改正）

第一条 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）
の一部を次のように改正する。

（略）

第二百一条の次に次の二条を加える。

第二百一条の二 檢察官又は司法警察員は、次に掲げる者の個人特定事項（氏名及び住所その他の個人を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）について、必要と認めるときは、第一百九十九条第二項本文の請求と同時に、裁判官に対し、被疑者に示すものとして、当該個人特定事項の記載がない逮捕状の抄本その他の逮捕状に代わるものとの交付を請求することができる。

一 次に掲げる事件の被害者

イ 刑法第百七十六条から第百七十九条まで若し

くは第一百八十二条の罪、同法第二百二十五条若しくは第二百二十六条の二第三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下このイにおいて同じ。）、同法第二百二十七条第一項（同法第二百二十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を帮助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）の罪若しくは同法第二百四十四条第一項若しくは第三項の罪又はこれ

くは第三項の罪又はこれらの罪の未遂罪に係る

事件

らの罪の未遂罪に係る事件

(略)

第二百七十二条の次に次の七条を加える。

第二百七十二条の次に次の七条を加える。
第二百七十二条の二 檢察官は、起訴状に記載された
次に掲げる者の個人特定事項について、必要と認め
るべきは、裁判所に対し、前条第一項の規定による
起訴状の謄本の送達により当該個人特定事項が被告
人に知られないようにするための措置をとることを
求めることができる。

一 次に掲げる事件の被害者

イ 刑法第百七十六条、第百七十七条、第百七十

九条、第一百八十二条若しくは第一百八十二条の罪
、同法第二百二十五条若しくは第二百二十六条
の二第三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係
る部分に限る。以下このイにおいて同じ。）、
同法第二百二十七条第一項（同法第二百二十五
条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した
者を帮助する目的に係る部分に限る。）若しく
は第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。
）の罪若しくは同法第二百四十二条第一項若し
くは第三項の罪又はこれらの罪の未遂罪に係る

(略)

イ 刑法第百七十六条から第百七十九条まで若し
くは第一百八十二条の罪、同法第二百二十五条若
しくは第二百二十六条の二第三項の罪（わいせ
つ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下この
イにおいて同じ。）、同法第二百二十七条第一
項（同法第二百二十五条又は第二百二十六条の
二第三項の罪を犯した者を帮助する目的に係る
部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目
的に係る部分に限る。）の罪若しくは同法第二
百四十二条第一項若しくは第三項の罪又はこれ
らの罪の未遂罪に係る事件

一 次に掲げる事件の被害者

イ 刑法第百七十六条から第百七十九条まで若し

第二百七十二条の次に次の七条を加える。
第二百七十二条の二 檢察官は、起訴状に記載された
次に掲げる者の個人特定事項について、必要と認め
るべきは、裁判所に対し、前条第一項の規定による
起訴状の謄本の送達により当該個人特定事項が被告
人に知られないようにするための措置をとることを
求めることができる。

第二百七十二条の次に次の七条を加える。
第二百七十二条の二 檢察官は、起訴状に記載された
次に掲げる者の個人特定事項について、必要と認め
るべきは、裁判所に対し、前条第一項の規定による
起訴状の謄本の送達により当該個人特定事項が被告
人に知られないようにするための措置をとることを
求めることができる。

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案新旧対照条文

目 次

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）（附則第七条関係）	1
○ 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）（附則第八条関係）	7
○ 旅館業法（昭和二十三年法律第二百三十八号）（附則第九条関係）	9
○ 少年法（昭和二十三年法律第二百六十八号）（附則第十条関係）	10
○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（附則第十一条関係）	12
○ 組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第二百三十六号）（附則第十二条関係）	13
○ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）（附則第十三条関係）	14
○ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）（附則第十四条関係）	16
○ 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）（附則第十六条関係）	17
○ 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）（附則第十七条関係）	19

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十一号）（附則第七条関係）

改 正 案

現 行

（許可の基準）

第四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようと/orする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

一 (略)

二 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

イヽホ (略)

ヘ 性的な姿態を撮影する行為等の处罚及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第二百二十九号）

（第二条から第六条までの罪）

トヽカ (略)
三 ()
四 (略)

(營業の停止等)

第三十条 公安委員会は、店舗型性風俗特殊営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関する法律に規定する罪（第四十九条第五号及び第六号の罪を除く。）若しくは第四条第一項第二号ロからトまで、リ、

（許可の基準）

第四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようと/orする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

一 (略)

二 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

イヽホ (略)
(新設)

ヘ ワ (略)
三 ()
四 (略)

(營業の停止等)

第三十条 公安委員会は、店舗型性風俗特殊営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関する法律に規定する罪（第四十九条第五号及び第六号の罪を除く。）若しくは第四条第一項第二号ロからヘまで、チ、

ヌ、ヲ若しくはワに掲げる罪に当たる違法な行為その他善良の風俗を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす重大な不正行為で政令で定めるものとしたとき、又は店舗型性風俗特殊営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反したときは、当該店舗型性風俗特殊営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む店舗型性風俗特殊営業について、八月を超えない範囲内で期間を定めて当該店舗型性風俗特殊営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 2
・
3
（略）

（営業の停止等）

第三十一条の五 無店舗型性風俗特殊営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関する法律に規定する罪若しくは第四条第一項第二号ロからトまで、リ、ヌ、ヲ若しくはワに掲げる罪に当たる違法な行為その他善良の風俗を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす重大な不正行為で政令で定めるものとしたとき、又は無店舗型性風俗特殊営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反したときは、当該行為又は当該違反行為が行われた時における事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対し、八月を超えない範囲内で期間を定めて、当該営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 2
・
3
（略）

（处分移送通知書の送付等）
第三十一条の六 （略）

リ、ル若しくはヲに掲げる罪に当たる違法な行為その他善良の風俗を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす重大な不正行為で政令で定めるものとしたとき、又は店舗型性風俗特殊営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反したときは、当該店舗型性風俗特殊営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む店舗型性風俗特殊営業について、八月を超えない範囲内で期間を定めて当該店舗型性風俗特殊営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 2
・
3
（略）

（営業の停止等）

第三十一条の五 無店舗型性風俗特殊営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関する法律に規定する罪若しくは第四条第一項第二号ロからヘまで、チ、リ、ル若しくはヲに掲げる罪に当たる違法な行為その他善良の風俗を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす重大な不正行為で政令で定めるものとしたとき、又は無店舗型性風俗特殊営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反したときは、当該行為又は当該違反行為が行われた時における事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対し、八月を超えない範囲内で期間を定めて、当該営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 2
・
3
（略）

（处分移送通知書の送付等）
第三十一条の六 （略）

前項の規定により処分移送通知書が送付されたときは、当該処分移送通知書の送付を受けた公安委員会は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、それぞれ当該各号に定める処分をすることができるものとし、当該処分移送通知書を送付した公安委員会は、第三十一条の四第一項並びに前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該事案について、これらの規定による処分をすることができないものとする。

一（略）

二 当該無店舗型性風俗特殊営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に關しこの法律に規定する罪若しくは第四条第一項第二号ロからトまで、リ、ヌヲ若しくはワに掲げる罪に当たる違法な行為若しくは前条第一項の政令で定める重大な不正行為をした場合又は当該無店舗型性風俗特殊営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反した場合八月を超えない範囲内で期間を定めて、当該営業の全部又は一部の停止を命ずること。

三（略）

（営業の停止等）

第三十一条の十五 公安委員会は、店舗型電話異性紹介

営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に關しこの法律に規定する罪（第四十九条第五号及び第六号の罪を除く。）若しくは第四条第一項第二号ロからトまで、リ、ヌ、ヲ若しくはワに掲げる罪に当たる違法な行為その他善良の風俗を害し若しくは少年の健全な

前項の規定により処分移送通知書が送付されたときは、当該処分移送通知書の送付を受けた公安委員会は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、それぞれ当該各号に定める処分をすることができるものとし、当該処分移送通知書を送付した公安委員会は、第三十一条の四第一項並びに前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該事案について、これらの規定による処分をすることができないものとする。

一（略）

二 当該無店舗型性風俗特殊営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に關しこの法律に規定する罪若しくは第四条第一項第二号ロからヘまで、チ、リ、ル若しくはヲに掲げる罪に当たる違法な行為若しくは前条第一項の政令で定める重大な不正行為をした場合又は当該無店舗型性風俗特殊営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反した場合八月を超えない範囲内で期間を定めて、当該営業の全部又は一部の停止を命ずること。

三（略）

（営業の停止等）

第三十一条の十五 公安委員会は、店舗型電話異性紹介

営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に關しこの法律に規定する罪（第四十九条第五号及び第六号の罪を除く。）若しくは第四条第一項第二号ロからヘまで、チ、リ、ル若しくはヲに掲げる罪に当たる違法な行為その他善良の風俗を害し若しくは少年の健全な

育成に障害を及ぼす重大な不正行為で政令で定めるものとしたとき、又は店舗型電話異性紹介営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反したときは、当該店舗型電話異性紹介営業を営む者に対し、当該施設を用いて當む店舗型電話異性紹介営業について、八月を超えない範囲内で期間を定めて当該店舗型電話異性紹介営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 (略)

(営業の停止)

第三十一条の二十 無店舗型電話異性紹介営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関するこの法律に規定する罪若しくは第四条第一項第二号ロからトまで、リ、ヌ、ヲ若しくはワに掲げる罪に当たる違法な行為その他善良の風俗を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす重大な不正行為で政令で定めるものをしたとき、又は無店舗型電話異性紹介営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反したときは、当該行為又は当該違反行為が行われた時における事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対し、八月を超えない範囲内で期間を定めて、当該営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(处分移送通知書の送付等)

第三十一条の二十一 (略)

2 前項の規定により处分移送通知書が送付されたときは、当該处分移送通知書の送付を受けた公安委員会は

育成に障害を及ぼす重大な不正行為で政令で定めるものとしたとき、又は店舗型電話異性紹介営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反したときは、当該店舗型電話異性紹介営業を営む者に対し、当該施設を用いて當む店舗型電話異性紹介営業について、八月を超えない範囲内で期間を定めて当該店舗型電話異性紹介営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 (略)

(営業の停止)

第三十一条の二十 無店舗型電話異性紹介営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関するこの法律に規定する罪若しくは第四条第一項第二号ロからヘまで、チ、リ、ル若しくはヲに掲げる罪に当たる違法な行為その他善良の風俗を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす重大な不正行為で政令で定めるものをしたとき、又は無店舗型電話異性紹介営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反したときは、当該行為又は当該違反行為が行われた時における事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対し、八月を超えない範囲内で期間を定めて、当該営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(处分移送通知書の送付等)

第三十一条の二十一 (略)

2 前項の規定により处分移送通知書が送付されたときは、当該处分移送通知書の送付を受けた公安委員会は

、次の各号に掲げる場合の区分に従い、それぞれ当該各号に定める処分をすることができるものとし、当該処分移送通知書を送付した公安委員会は、第三十一条の十九第一項及び前条の規定にかかわらず、当該事案について、これらの規定による処分をすることができるないものとする。

一（略）

二 当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関する法律に規定する罪若しくは第四条第一項第二号ロからトまで、リ、ヌ、ヲ若しくはワに掲げる罪に当たる違法な行為若しくは前条の政令で定める重大な不正行為をした場合又は当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反した場合 八月を超えない範囲内で期間を定めて、当該営業の全部又は一部の停止を命ずること。

3
（略）

（興行場営業の規制）

第三十五条 公安委員会は、興行場営業（第二条第六項第三号の営業を除く。第三十八条第二項において同じ。）を営む者又はその代理人等が、当該営業に関する、刑法第一百七十四条若しくは第一百七十五条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律第七条第二項から第八項までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の处罚及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪を犯し

、次の各号に掲げる場合の区分に従い、それぞれ当該各号に定める処分をすることができるものとし、当該処分移送通知書を送付した公安委員会は、第三十一条の十九第一項及び前条の規定にかかわらず、当該事案について、これらの規定による処分をすることができるないものとする。

一（略）

二 当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関する法律に規定する罪若しくは第四条第一項第二号ロからヘまで、チ、リ、ル若しくはヲに掲げる罪に当たる違法な行為若しくは前条の政令で定める重大な不正行為をした場合又は当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反した場合 八月を超えない範囲内で期間を定めて、当該営業の全部又は一部の停止を命ずること。

3
（略）

（興行場営業の規制）

第三十五条 公安委員会は、興行場営業（第二条第六項第三号の営業を除く。第三十八条第二項において同じ。）を営む者又はその代理人等が、当該営業に関する、刑法第一百七十四条若しくは第一百七十五条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律第七条第二項から第八項までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の处罚及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪を犯し

た場合においては、当該営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む興行場営業について、六月を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

部の停止を命ずることができる。

（特定性風俗物品販売等営業の規制）

第三十五条の二 公安委員会は、店舗を設けて物品を販売し、若しくは貸し付ける営業（その販売し、又は貸し付ける物品が第二条第六項第五号の政令で定める物品を含むものに限るものとし、同号の営業に該当するものを除く。以下「特定性風俗物品販売等営業」という。）を営む者又はその代理人等が、当該特定性風俗物品販売等営業に関し、刑法第百七十五条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律第七条第二項から第八項までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の处罚及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪を犯した場合においては、当該特定性風俗物品販売等営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む特定性風俗物品販売等営業（第二条第六項第五号の政令で定める物品を販売し、又は貸し付ける部分に限る。）について、六月を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（特定性風俗物品販売等営業の規制）

第三十五条の二 公安委員会は、店舗を設けて物品を販売し、若しくは貸し付ける営業（その販売し、又は貸し付ける物品が第二条第六項第五号の政令で定める物品を含むものに限るものとし、同号の営業に該当するものを除く。以下「特定性風俗物品販売等営業」という。）を営む者又はその代理人等が、当該特定性風俗物品販売等営業に関し、刑法第百七十五条の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律第七条第二項から第八項までの罪を犯した場合においては、当該特定性風俗物品販売等営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む特定性風俗物品販売等営業（第二条第六項第五号の政令で定める物品を販売し、又は貸し付ける部分に限る。）について、六月を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

○ 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）（附則第八条関係）

改正案

現行

第一百五十七条の六 裁判所は、次に掲げる者を証人として尋問する場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するためには在席する場所以外の場所であつて、同一構内（これらの者が在席する場所と同一の構内をいう。次項において同じ。）にあるものにその証人在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、尋問することができる。

一（略）

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第二号）第二条から第六条までの罪の被害者

②（略）
④（略）

第二百九十条の二 裁判所は、次に掲げる事件を取り扱

第一百五十七条の六 裁判所は、次に掲げる者を証人として尋問する場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するためには在席する場所以外の場所であつて、同一構内（これらの者が在席する場所と同一の構内をいう。次項において同じ。）にあるものにその証人在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、尋問することができる。

一（略）

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪の被害者

②（略）
④（略）

第二百九十条の二 裁判所は、次に掲げる事件を取り扱

う場合において、当該事件の被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被害者特定事項（氏名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

一（略）

二 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の处罚及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪に係る事件

②
④
（略）
（略）

う場合において、当該事件の被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被害者特定事項（氏名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

一（略）

二 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪に係る事件

②
④
（略）
（略）

改 正 案

現 行

第八条 都道府県知事は、営業者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律に基づく処分に違反したとき、又は第三条第二項各号（第四号を除く。）に該当するに至つたときは、同条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて旅館業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。営業者（営業者が法人である場合におけるその代表者を含む。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該旅館業に関し次に掲げる罪を犯したときも、同様とする。

一（四）（略）

五 性的な姿態を撮影する行為等の处罚及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第二号）第二章に規定する罪

第八条 都道府県知事は、営業者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律に基づく処分に違反したとき、又は第三条第二項各号（第四号を除く。）に該当するに至つたときは、同条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて旅館業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。営業者（営業者が法人である場合におけるその代表者を含む。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該旅館業に関し次に掲げる罪を犯したときも、同様とする。

一（四）（略）
(新設)

号 第二

○ 少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）（附則第十条關係）

		改正案
第二十四条の二（略）	（没取）	第二十四条の二（略）
家庭裁判所は、前項に規定する少年について、第十八条、第十九条、第二十三条第二項又は前条第一項の決定をする場合には、決定をもつて、次に掲げる物を没取することができる。	第二十四条の二（新設）	（没取）
一 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成二十六年法律第二百二十六号）第三条第一項から第三項までの規定に触れる行為を組成し、若しくは当該行為の用に供した私事性的画像記録（同法第二条第一項に規定する私事性的画像記録をいう。）が記録されている物若しくはこれを複写したもの又は当該行為を組成し、若しくは当該行為の用に供した私事性的画像記録物（同法第二条第二項に規定する私事性的画像記録物をいう。）を複写した物	第二十四条の二（現行）	（没取）
二 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第二号）第二条第一項又は第六条第一項の規定に触れる行為により生じた物を複写した物	第二十四条の二（現行）	（没取）
三 没取は、その物が本人以外の者に属しないときに限る。ただし、刑罰法令に触れる行為の後、本人以外の者が情を知つて第一項の物を取得し、又は前項の物を	第二十四条の二（現行）	（没取）

保有するに至ったときは、本人以外の者に属する場合であつても、これを没取することができます。

に属する場合であつても、これを没取することができます。

○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（附則第十一条関係）

改正案	現行
<p>別表（第二条関係）</p> <p>一（五十）九（略）</p> <p>六十 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物 に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の 消去等に関する法律（令和五年法律第二号）第</p>	<p>別表（第二条関係）</p> <p>一（五十）九（新設）（略）</p>

○ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（附則第十二条関係）

改正案	現行
別表第三（第六条の二関係） 一九十二（略）	別表第三（第六条の二関係） 一九十二（新設）（略）
九十三 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収 物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録 の消去等に関する法律（令和五年法律第二号） 第三条第二項（不特定又は多数の者に對する性的影像記録提供等）又は第五条第一項若しくは第二項（性的姿態等影像送信）の罪	

○

(インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 (平成十五年法律第八十三号))

(附則第十三条関係)

改 正 案

(欠格事由)

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、インターネット異性紹介事業を行つてはならない。

一 (略)

二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、刑法(明治四十年法律第四十五号)第一百八十二条、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六十条第一項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)に規定する罪若しくは性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第二号)第二条から第六条までに規定する罪(その被害者に児童が含まれるものに限る。)(第十四条第一項及び第十八条第三項第一号において「この法律に規定する罪等」という。)を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

三 (七) (略)

(事業の停止等)

第十四条 インターネット異性紹介事業者がその行うイ

現 行

(欠格事由)

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、インターネット異性紹介事業を行つてはならない。

一 (略)

二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、刑法(明治四十年法律第四十五号)第一百八十二条、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六十条第一項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

三 (七) (略)

(事業の停止等)

第十四条 インターネット異性紹介事業者がその行うイ

ンターネット異性紹介事業に関する法律に規定する罪等（この法律に規定する罪にあつては、第三十一条の罪及び同条の罪に係る第三十五条の罪を除く。）その他児童の健全な育成に障害を及ぼす罪で政令で定めるものに当たる行為をしたと認めるときは、当該行為が行われた時における当該インターネット異性紹介事業者の事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該インターネット異性紹介事業者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該インターネット異性紹介事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2
（略）

（登録誘引情報提供機関の登録）

第十八条
（略）

3 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。
一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律に規定する罪等を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

4
（略）
二・三
（略）

ンターネット異性紹介事業に関する第八条第二号に規定する罪（この法律に規定する罪にあつては、第三十一条の罪及び同条の罪に係る第三十五条の罪を除く。）その他児童の健全な育成に障害を及ぼす罪で政令で定めるものに当たる行為をしたと認めるときは、当該行為が行われた時における当該インターネット異性紹介事業者の事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該インターネット異性紹介事業者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該インターネット異性紹介事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2
（略）

（登録誘引情報提供機関の登録）

第十八条
（略）

3 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。
一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、刑法第一百八十二条、児童福祉法第六十条第一項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

4
（略）
二・三
（略）

○ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）（附則第十四条関係）

	改 正 案	現 行
<p>4 5 6 （略）</p> <p>四 ・ 五 （略）</p>	<p>（定義） 第二条　（略）</p> <p>3 2　（略） この法律において「児童生徒性暴力等」とは、次に掲げる行為をいう。</p> <p>一・二　（略）</p> <p>三　刑法第一百八十二条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号。次号において「児童ポルノ法」という。）第五条から第八条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第四号）第二条から第六条までの罪（児童生徒等に係るものに限る。）に当たる行為をすること（前二号に掲げるものを除く。）。</p>	<p>（定義） 第二条　（略）</p> <p>3 2　（略） この法律において「児童生徒性暴力等」とは、次に掲げる行為をいう。</p> <p>一・二　（略）</p> <p>三　刑法第一百八十二条の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号。次号において「児童ポルノ法」という。）第五条から第八条までの罪に当たる行為をすること（前二号に掲げるものを除く。）。</p>
<p>4 5 6 （略）</p> <p>四 ・ 五 （略）</p>		

○ 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）（附則第十六条関係）

改 正 案

現 行

（刑事訴訟法の一部改正）

第一条 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）
の一部を次のように改正する。

（略）

第二百一条の次に次の二条を加える。

第二百一条の二 檢察官又は司法警察員は、次に掲げる者の個人特定事項（氏名及び住所その他の個人を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）について、必要と認めるときは、第一百九十九条第二項本文の請求と同時に、裁判官に対し、被疑者に示すものとして、当該個人特定事項の記載がない逮捕状の抄本その他の逮捕状に代わるものとの交付を請求することができる。

一 次に掲げる事件の被害者

（略）

件 口 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪に係る事

（刑事訴訟法の一部改正）

第一条 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）
の一部を次のように改正する。

（略）

第二百一条の次に次の二条を加える。

第二百一条の二 檢察官又は司法警察員は、次に掲げる者の個人特定事項（氏名及び住所その他の個人を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）について、必要と認めるときは、第一百九十九条第二項本文の請求と同時に、裁判官に対し、被疑者に示すものとして、当該個人特定事項の記載がない逮捕状の抄本その他の逮捕状に代わるものとの交付を請求することができる。

一 次に掲げる事件の被害者

（略）

件 口 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪に係る事

件 第二百七十二条の次に次の二条を加える。
次に掲げる者の個人特定事項について、必要と認められた

(略)

第二百七十二条の次に次の七条を加える。

第二百七十二条の二 檢察官は、起訴状に記載された次に掲げる者の個人特定事項について、必要と認めることは、裁判所に対し、前条第一項の規定による起訴状の謄本の送達により当該個人特定事項が被告人に知られないようにするための措置をとることを求めることができる。

一 次に掲げる事件の被害者

イ (略)

ロ 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪に係る事件

(略)

件

るときは、裁判所に対し、前条第一項の規定による起訴状の謄本の送達により当該個人特定事項が被告人に知られないようにするための措置をとることを求めることができる。

一 次に掲げる事件の被害者

イ (略)

ロ 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪に係る事件

(略)

イ (略)

ロ 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪に係る事件

○ 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）（附則第十七条関係）

改 正 案

現 行

第三条 刑事訴訟法の一部を次のように改正する。

（略）

第三百二十一条の二の次に次の二条を加える。
第三百二十一条の三 第一号に掲げる者の供述及びその状況を録音及び録画を同時にを行う方法により記録した記録媒体（その供述がされた聴取の開始から終了に至るまでの間ににおける供述及びその状況を記録したものに限る。）は、その供述が第二号に掲げる措置が特に採られた情況の下にされたものであると認める場合であつて、聴取に至るまでの情況その他的事情を考慮し相当と認めるときは、第三百二十一條第一項の規定にかかわらず、証拠とすることがで
きる。この場合において、裁判所は、その記録媒体を取り調べた後、訴訟関係人に對し、その供述者を証人として尋問する機會を与えて尋問する機会を与えなければならない。
一次に掲げる者

イ （略）

口 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に

第三条 刑事訴訟法の一部を次のように改正する。

（略）

第三百二十一条の二の次に次の二条を加える。
第三百二十一条の三 第一号に掲げる者の供述及びその状況を録音及び録画を同時にを行う方法により記録した記録媒体（その供述がされた聴取の開始から終了に至るまでの間ににおける供述及びその状況を記録したものに限る。）は、その供述が第二号に掲げる措置が特に採られた情況の下にされたものであると認める場合であつて、聴取に至るまでの情況その他的事情を考慮し相当と認めるときは、第三百二十一條第一項の規定にかかわらず、証拠とすることがで
きる。この場合において、裁判所は、その記録媒体を取り調べた後、訴訟関係人に對し、その供述者を証人として尋問する機會を与えて尋問する機会を与えなければならない。
一次に掲げる者

イ （略）

口 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪の被害者

(略)
関する法律第二条から第六条までの罪の被害者